

環 備 一 518  
令和2年12月21日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会 会長 様

秋田県生活環境部長



環境保全センターの使用許可に係る手続等要綱の策定  
及び会員への周知について（依頼）

産業廃棄物の適正処理の推進については、日頃より御協力をいただき感謝申し上げます。

県では、秋田県環境保全センター（以下「環境保全センター」という。）における産業廃棄物の適正処理のため、平成21年以降、受入管理に関する事務の見直しを隨時行い、環境保全センターの使用許可及び廃棄物の受入に関する事務取扱を強化してきたところです。

平成29年に発生した食品廃棄物の不正転売事案等以降、排出事業者責任の徹底が強く求められていることや、令和2年5月からD区Ⅱ期処分場の供用が開始されたことを踏まえ、環境保全センターの適正な利用を図るとともに産業廃棄物の適正処理を推進するため、この度「環境保全センターの使用許可に係る手続等要綱」を策定しました。

については、各会員へ周知いただくとともに、今後とも産業廃棄物の3R及び適正処理を推進してくださるようお願いします。

（担当）

生活環境部環境整備課

廃棄物対策班 田村、佐々木

T E L 018-860-1624

F A X 018-860-3835

E-mail [recycle@pref.akita.lg.jp](mailto.recycle@pref.akita.lg.jp)